

令和6年度

介護報酬改定に伴う  
介護予防・日常生活支援総合事業の  
報酬単価の見直しについて

※ 令和6年5月8日 修正

高松市 長寿福祉課

# 1 令和6年4月以降のサービス単価について

※変更箇所は、太文字の部分

## <基本単価>

	相当サービス		サービスA		サービスC	
訪問型サービス	週に1回まで	<b>287単位/回</b> ※月4回以下	1回当たり（生活援助60分程度）		1回当たり（60分程度）	
		<b>1,176単位/月</b> ※月4回を超える場合	週1回まで	A(Ⅰ) <b>220単位/回</b> A(Ⅱ) <b>196単位/回</b> A(Ⅲ) <b>176単位/回</b>	本市専門職が実施  期間：6か月	
	週に2回まで	<b>287単位/回</b> ※月8回以下				週2回まで
		<b>2,349単位/月</b> ※月8回を超える場合	週に2回を超える程度	<b>287単位/回</b> ※月12回以下		
	<b>3,727単位/月</b> ※月12回を超える場合	<b>※3,727単位/月を超えないこと</b>				
	通所型サービス	3時間以上		3時間以上		1時間30分以上
週1回まで (事、支1)		<b>436単位/回</b>	週1回まで (事、支1)	<b>378単位/回</b>		週1回まで <b>352単位/回</b>  期間：6か月
※月4回を超える場合		<b>1,798単位/月</b>				
週2回まで (事、支2)	<b>447単位/回</b>	週2回まで (事、支2)	<b>378単位/回</b>			
※月8回を超える場合	<b>3,621単位/月</b>					

## 2 令和6年4月以降のサービス単価について ※変更箇所は、太文字の部分

### ◆訪問型サービス <加算・減算・上乘せ分> 【令和6年4月1日から】

		相当サービス	サービスA
初回加算		200単位/月	-
生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(1)	100単位/月	100単位/月
	生活機能向上連携加算(2)	200単位/月	200単位/月
<b>口腔連携強化加算</b>		<b>50単位/回 (1月に1回を限度)</b>	-
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×137/1000/月	-
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数×100/1000/月	-
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数×55/1000/月	-
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×63/1000/月	-
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数×42/1000/月	-
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数×24/1000/月	-
<b>高齢者虐待防止措置未実施減算</b>		<b>- 1/100</b>	<b>- 1/100</b>
<b>業務継続計画未策定減算(R7.4.1~適用)</b>		<b>- 1/100</b>	<b>- 1/100</b>
同一建物減算	・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ・上記以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)	<b>90/100</b>	<b>90/100</b>
	正当な理由なく事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(1月あたり50人以上の場合を除く)に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合	<b>88/100</b>	<b>88/100</b>
	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合	<b>85/100</b>	<b>85/100</b>
特別地域加算		15/100	15/100
中山間地域小規模事業所加算		10/100	10/100
中山間地域サービス提供加算		5/100	5/100
有資格者によるサービス提供加算		-	-

### 3 令和6年4月以降のサービス単価について

#### ◆訪問型サービス <加算・減算・上乘せ分>

【令和6年6月1日から】

		相当サービス	サービスA
初回加算		200単位/月	-
生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(1)	100単位/月	100単位/月
	生活機能向上連携加算(2)	200単位/月	200単位/月
口腔連携強化加算		50単位/回 (1月に1回を限度)	-
介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×245/1000/月	-
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数×224/1000/月	-
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数×182/1000/月	-
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数×145/1000/月	-
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)~(14) (※R7.3.31まで算定)	所定単位数× 221/1000~76/1000	-
高齢者虐待防止措置未実施減算		- 1/100	- 1/100
業務継続計画未策定減算(R7.4.1~適用)		- 1/100	- 1/100
同一建物減算	・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ・上記以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)	90/100	90/100
	正当な理由なく事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(1月あたり50人以上の場合を除く)に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合	88/100	88/100
	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合	85/100	85/100
特別地域加算		15/100	15/100
中山間地域小規模事業所加算		10/100	10/100
中山間地域サービス提供加算		5/100	5/100

# 4(1) 令和6年4月以降のサービス単価について

※変更箇所は、太文字の部分

## ◆通所型サービス <加算・減算・上乗せ分>

**【令和6年4月1日から】**

		相当サービス	サービスA	サービスC
生活機能向上グループ活動加算		100単位/月	100単位/月	—
若年性認知症利用者受入加算		240単位/月	—	—
栄養アセスメント加算		50単位/月	—	—
栄養改善加算		200単位/月	150単位/月	150単位/月
口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位/月	150単位/月	150単位/月
	口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位/月		
<b>一体的サービス提供加算</b>		<b>480単位/月</b>	<b>480単位/月</b>	<b>480単位/月</b>
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事・支1:88単位/月	—	—
		事・支2:176単位/月	—	—
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事・支1:72単位/月	—	—
		事・支2:144単位/月	—	—
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事・支1:24単位/月	—	—
		事・支2:48単位/月	—	—
生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月 (3月に1回を限度)	200単位/月	—
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月		
口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位/回(6月に1回を限度)	—	—
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5単位/回(6月に1回を限度)		
栄養スクリーニング加算		—	5単位/回 (6月に1回を限度)	—

# 4(2)令和6年4月以降のサービス単価について

※変更箇所は、太文字の部分

## ◆通所型サービス <加算・減算・上乘せ分>

【令和6年4月1日から】

		相当サービス	サービスA	サービスC
科学的介護推進体制加算		40単位/月	-	-
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×59/1000/月	-	-
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数×43/1000/月		
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数×23/1000/月		
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×12/1000/月	-	-
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数×10/1000/月		
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数×11/1000/月	-	-
定員超過の場合の減算		×70/100	×70/100	
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合の減算		×70/100	×70/100	-
<b>高齢者虐待防止措置未実施減算</b>		<b>- 1/100</b>	<b>- 1/100</b>	<b>- 1/100</b>
<b>業務継続計画未策定減算</b>		<b>- 1/100</b>	<b>- 1/100</b>	<b>- 1/100</b>
中山間地域等サービス提供加算		5/100	5/100	-
同一建物減算	<b>事・支1(1,798単位/月)</b>	<b>- 376単位/月</b>	-87単位	-
	<b>事・支2(3,621単位/月)</b>	<b>- 752単位/月</b>		
	事・支1(436単位/回)	-94単位/回		
	事・支2(447単位/回)	-94単位/回		
<b>送迎減算</b>		<b>-47単位/片道</b>	-	-

# 5(1) 令和6年4月以降のサービス単価について ※変更箇所は、太文字の部分

## ◆通所型サービス <加算・減算・上乗せ分>

【令和6年6月1日から】

		相当サービス	サービスA	サービスC
生活機能向上グループ活動加算		100単位/月	100単位/月	-
若年性認知症利用者受入加算		240単位/月	-	-
栄養アセスメント加算		50単位/月	-	-
栄養改善加算		200単位/月	150単位/月	150単位/月
口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位/月	150単位/月	150単位/月
	口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位/月		
一体的サービス提供加算		480単位/月	480単位/月	480単位/月
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事・支1:88単位/月	-	-
		事・支2:176単位/月	-	-
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事・支1:72単位/月	-	-
		事・支2:144単位/月	-	-
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事・支1:24単位/月	-	-
		事・支2:48単位/月	-	-
生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月 (3月に1回を限度)	200単位/月	-
	生活機能向上連携上加算(Ⅱ)	200単位/月		
口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位/回(6月に1回を限度)	-	-
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5単位/回(6月に1回を限度)		
栄養スクリーニング加算		-	5単位/回 (6月に1回を限度)	-

# 5(2)令和6年4月以降のサービス単価について

※変更箇所は、太文字の部分  
※修正箇所は、赤字

## ◆通所型サービス <加算・減算・上乘せ分>

【令和6年6月1日から】

		相当サービス	サービスA	サービスC
科学的介護推進体制加算		40単位/月	-	-
介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×92/1000/月	-	-
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数×90/1000/月		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数×80/1000/月		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数×64/1000/月		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)~(14) (※R7.3.31まで算定)	所定単位数× 81/1000/月~33/1000/月		
定員超過の場合の減算		×70/100	×70/100	-
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合の減算		×70/100	×70/100	-
高齢者虐待防止措置未実施減算		-1/100	-1/100	-1/100
業務継続計画策定未実施減算		-1/100	-1/100	-1/100
中山間地域等サービス提供加算		5/100	5/100	-
同一建物減算	事・支1(1,798単位/月)	-376単位/月	-87単位	-
	事・支2(3,621単位/月)	-752単位/月		
	事・支1(436単位/回)	-94単位/回		
	事・支2(447単位/回)	-94単位/回		
送迎減算		-47単位/片道	-	-